茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書
施設園芸セーフティネット構築事業細則

（趣旨）

第１条　この細則は茨城県農業再生協議会協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）第２５条に基づき、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）に係る業務の方法についての細部の事項について定める。

（積立契約の解約等）

第２条　業務方法書第１５条第１項ア又はイに規定する解約の申し出は、別紙様式第１号の積立契約解約申出書によるものとする。

２　業務方法書第１５条第４項に規定する解約手数料は,茨城県農業再生協議会(以下「協議会」という。）が加入者（業務方法書第１４条第１項に定める加入者をいう。以下同じ。）に対し，積立金残額を返還する際に要した手数料の実費相当額とし、積立金残額がこの実費相当額に満たない場合は、当該積立金残額相当額とする。ただし、同条第１項ウ及びオの事由に該当する場合は、これに協議会が蒙った被害額を加算した額とする。

３　加入者の事業参加者の一部が業務方法書第１５条第１項アからオに該当することとなった場合は、業務方法書第１５条第１項に準じて取り扱うことができるものとし、協議会は、加入者からの申し出により当該加入者との積立契約の一部を解約するとともに、当該加入者のうち、一部解約に係る事業参加者の燃油補填積立金の一部解約時の残額を算出した上でこれを取り崩し、当該加入者に返還するものとする。この場合の一部解約の申し出は、本条第１項に準ずるものとする。

４　協議会は、第１項及び第２項により積立契約の全部を解約した場合は別紙様式第２－１号により、また、前項により積立契約の一部を解約した場合は別紙様式第２－２号により、当該加入者宛て通知するものとする。

（補填積立金の納入）

第３条　業務方法書第１６条第１項に規定する燃油補填積立金は、業務方法書第１４条第１項に定める算式に、同条第２項の規定により設定した燃油購入数量を当てはめて事業参加者ごとに算出し１００円未満を切り捨てた額を、加入者全体で合計した額とし、燃油補填積立金の納入は、同条第２項の規定により設定した納入期限までに、協議会が指定する口座へ振り込みにより行うものとする。

２　協議会は、燃油補填積立金が納入された場合には、当該燃油補填積立金を納入した加入者に対して別紙様式第３号の積立金納入通知兼積立金残高証明書を送付するものとする。

３　加入者に前事業年度の燃油補填金積立金残額がある場合には、業務方法書第１６条第１項の必要額の原資の全部又は一部とすることができるものとする。

４　前項にあって、前事業年度の燃油補填金積立金残額が業務方法書第１６条第１

項の必要額を上回る場合にあっては、当該加入者に対して残額と必要額との差額を返還するものとし、別紙様式３－１号の施設園芸用燃油価格補填金積立金残高一部返還通知を送付するものとする。

（積立契約の契約期間満了時の取扱い）

第４条　業務方法書第１７条に規定する積立契約の期間満了時の精算は、積立契約の契約期間の最終月に係る業務方法書第１８条の補填金の交付が終了した後に、当該加入者の燃油補填積立金の残高を精算するものとする。

２　一の加入者に契約期間の終期が異なる事業参加者が含まれる場合は、当該事業参加者の積立契約の満了時をもってその属する加入者の契約期間が一部満了したものとして取扱い、前項に準じて当該事業参加者に係る燃油補填積立金の残高を精算するものとする。

３　協議会は、第１項により積立契約の期間が満了した場合は別紙様式第４－１により、また、前項により積立契約の期間が一部満了した場合は別紙様式４－２により、当該加入者宛て通知するものとする。

（補填金の交付）

第５条　業務方法書第１８条に規定する補填金の交付は、加入者から指定のあった銀行等の口座に協議会から送金することとする。

２　前項の交付は、別紙様式第５号の補填金交付通知兼残高証明書を協議会から加入者へ送付することにより通知する。

（補填金の交付額）

第６条　業務方法書第１９条に規定する交付額は、加入者の燃油補填積立金の払戻分及び協議会の対策資金からの助成金についてそれぞれ１円未満の端数を切り捨てた額とする。

（補填金の不交付等の通知）

第７条　業務方法書第２０条に規定する不交付等は、第５条第２項に規定する別紙様式第５号を不交付等に準用して通知するものとする。

（積立契約の変更の届出）

第８条　業務方法書第２２条に規定する届出は、別紙様式第６号の積立契約変更届出書によるものとする。

附則
　この細則は、平成２６年２月２１日から施行する。

附則
　この改正は、平成２８年３月１５日から施行する。

附則
　この改正は，平成３０年１月２６日から施行し，平成３０年１月２９日から適用する。

附則
　この改正は，平成３０年３月１５日から施行する。

附則
　この改正は，平成３０年４月２５日から施行し，平成３０年５月１日から適用する。

附則
　この改正は，平成３１年３月１８日から施行する。

附則
　この改正は、平成３１年４月２６日から施行し、令和元年５月１日より適用する。

附則
　この改正は、令和２年３月２日から施行し、令和２年７月１日より適用する。